


記載例 (法人の場合)

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金 支給申請書 兼 請求書

那須烏山市長 宛て

本店又は主たる事務所の所在地を記載

令和2年 8 月 28 日

申請者	住所又は所在地	那須烏山市 中央3-**-*
商号(法人名)を記載	商号又は名称・屋号	春山商事(株)
代表者名を記載	氏名又は代表者名	代表取締役 春山 太郎 
平日の日中につながる連絡先を記載	電話番号	0287-**-****

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の支給を受けたいので、那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金支給要綱第6条の規定に基づき、裏面の誓約に同意した上で、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 申請者情報

開業年月日	明治・大正・昭和 平成・令和・西暦	50年 4月 1日	業種	自動車部品製造業	
区分 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	法人番号	123456789****	決算月	3月
		資本金の額又は出資の総額	300百万円	常時使用する従業員	10人
		所在地	那須烏山市		

法人にチェック

2と4は売上等計算書(様式2-1、2-2、2-3の何れか)から転記してください

2 事業収入に係る売上の減少率(「売上等計算書」から転記してください)

A 対象月の売上 (2020年 6月)	B 前年同月の売上等 (2019年 6月)	C 減少率 $(1 - \frac{A}{B}) \times 100$
453210円	714189円	36.5%

※ A、B、C 欄は、売上計算書から転記してください。

減少率が当てはまる箇所にチェック(36.5%は30%以上50%未満、かつ、法人なのでここ)

3 支給上限額

売上の減少率 (Cの該当するものに)	20%以上30%未満	30%以上50%未満	※ 売上の減少率が50%以上の場合は、国の持続化給付金の活用を御検討ください。
	<input type="checkbox"/> 法人	<input checked="" type="checkbox"/> 法人	
D 支給上限額	200,000円	300,000円	

4 支給請求額(「売上等計算書」から転記してください)

E Bの月を含む年度の年間総売上等	A × 12か月	G 減少見込額	H 支給請求額 DとGの小さい方の金額
6564962円	5438520円	1126442円	300000円

※ E、F、G 欄は、売上計算書(別記様式第2-1号、第2-2号)から転記してください。

※ 2020年開業の場合は、E、F 欄には何も記載せず、G 欄は売上計算書(様式第2-3号)から転記してください。

(裏面に続きます。)

5 応援金の振込先（申請者名義のもの）

金融機関名	足利 銀行 金庫協組合 烏山 本店 支店 営業部 出張所		預金種類 (<input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	(フリガナ)		ハルヤマジョウジ (カ) ダイヒョウトリジマリヤク ハルヤマダロウ	
	1 2 3 4 * * *	口座名義人	春山商事 (株) 代表取締役 春山太郎	

申請者の方には、申請にあわせてここに記載の内容についてご誓約いただくこととなります。内容をよくご確認の上、申請願います。

振込先口座は、申請者と同一名義のものを記入してください。
フリガナも必ず記入してください。

■■■ 大切な内容ですので、必ずご確認ください ■■■

誓 約

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

1. 2020年3月以前から売上（事業収入）を得ており、今後も事業継続する意思があります。
2. 申請書類等の記載内容及び添付書類について虚偽はありません。
3. 支給要件審査のため、市税の課税状況について調査することについて同意します。
4. 市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、応援金の返還等の市の指示に従います。
6. 次の何れにも該当しません。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
 - ②政治団体
 - ③宗教上の組織または団体
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
 - ⑤既に応援金の申請を行っている者
 - ⑥2020年1月から応援金申請までの間に売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国の持続化給付金の要件を満たしている者
 - ⑦その他、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める者

記載例（個人事業主の場合）

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金 支給申請書 兼 請求書

令和2年 9 月 15 日

那須烏山市長 宛て

申請者の住所を記載

商店の名称、屋号等を記載

申請者氏名を記載

平日の日中につながる連絡先を記載

住所又は所在地	那須烏山市 金井1-**-*
商号又は名称・屋号	ナツメ食堂
氏名又は代表者名	夏目 二郎 印
電話番号	0287-**-****

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の支給を受けたいので、那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金支給要綱第6条の規定に基づき、裏面の誓約に同意した上で、関係書類を添えて申請及び請求します。

記

1 申請者情報

開業年月日	明治・大正・昭和 平成 令和・西暦	20年 8月 1日	業種	飲食業
区分	<input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 個人	事業所所在地	那須烏山市 旭1-**-*	

2と4は売上等計算書（様式2-1、2-2、2-3の何れか）から転記してください

個人にチェック

事業所の所在地が申請者住所と異なる場合は、その事業所所在地を記載。同じ場合は省略可。

2 事業収入に係る売上の減少率（「売上等計算書」から転記してください）

A 対象月の売上 (2020年 5月)	B 前年同月の売上等 (2019年 5月)	C 減少率 $(1 - (A \div B)) \times 100$
182455 円	235756 円	22.6%

※ A、B、C 欄 減少率が当てはまる箇所にチェック（22.6%は20%以上30%未満、かつ、個人事業主なのでここ）から転記してください。

3 支給上限額

売上の減少率 (Cの該当するものに)	20%以上30%未満 <input checked="" type="checkbox"/>	30%以上50%未満 <input type="checkbox"/>	※ 売上の減少率が50%以上の場合は、国の持続化給付金の活用を御検討ください。
D 支給上限額	100,000 円	150,000 円	

4 支給請求額（「売上等計算書」から転記してください）

E Bの月を含む年度の年間総売上等	A × 12か月	G 減少見込額 E F	H 支給請求額 DとGの小さい方の金額
2448515 円	2189460 円	259055 円	100000 円

※ E、F、G 欄は、売上計算書（別記様式第2-1号、第2-2号）から転記してください。

※ 2020年開業の場合は、E、F 欄には何も記載せず、G 欄は売上計算書（様式第2-3号）から転記してください。

（裏面に続きます。）

5 応援金の振込先（申請者名義のもの）

金融機関名	鳥山信用 銀行 金庫 協 組 合 本店 本店 支店 営業部 出張所		預金種類 (<input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
口座番号	(フリガナ)		ツメ ジロウ	
	7654***	口座名義人	夏目 二郎	

申請者の方には、申請にあわせてここに記載の内容についてご誓約いただくこととなります。内容をよくご確認の上、申請願います。

振込先口座は、申請者と同一名義のものを記入してください。
フリガナも必ず記入してください。

■■■ 大切な内容ですので、必ずご確認ください ■■■

誓 約

那須烏山市新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金の申請に当たり、次のとおり誓約します。

1. 2020年3月以前から売上（事業収入）を得ており、今後も事業継続する意思があります。
2. 申請書類等の記載内容及び添付書類について虚偽はありません。
3. 支給要件審査のため、市税の課税状況について調査することについて同意します。
4. 市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合は、応援金の返還等の市の指示に従います。
6. 次の何れにも該当しません。
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
 - ②政治団体
 - ③宗教上の組織または団体
 - ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
 - ⑤既に応援金の申請を行っている者
 - ⑥2020年1月から応援金申請までの間に売上が前年同月比50%以上減少している月があるなど、国の持続化給付金の要件を満たしている者
 - ⑦その他、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める者